

# コーポレート・ガバナンス報告書

2026年1月22日

シンカナース株式会社

代表取締役社長 中 友美

問合せ先：取締役経営管理部長

ヴィライヴァン ヴィラサイ

03-5159-1212

URL： <https://sinkanurse.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主をはじめ、得意先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。そのために、実効性のある内部統制システム、適切なリスク管理、コンプライアンス体制及びこれらを適切に監査する体制を強化することで経営の健全性を確保してまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松谷 容範	500,000	44.60
中 友美	500,000	44.60
石田 昌宏	50,000	4.46
石田 千絵	50,000	4.46
川田 剛	20,000	1.78

支配株主名	該当事項はありません。
-------	-------------

親会社名	該当事項はありません。
------	-------------

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社には、支配株主はおりません。

当社は、支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、支配株主との取引が発生する場合には、関連法規に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで、意思決定を行い、少数株主の保護に努めています。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役会長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村 亮一	他の会社の出身者											
江渡 春美	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 亮一	—	—	木村亮一氏は、経営に関する豊富な経験と見識を有しており、当社の経営判断及び意思決定の過程で、その経験と見識に基づく見地からの助言、提言を期待して招聘するに至りました。
江渡 春美	—	—	江渡春美氏は、長年の看護師としての現場経験や優れたバランス感覚を有しており、弊社の事業発展に生かしていただきたいという思いで招聘するに至りました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3		1	2	—	—	代表取締役 会長

補足説明

取締役会の諮問機関として、各取締役の個人別の報酬の決定等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために設置しております。

#### 【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人を設置しておりませんが、監査法人 Bloom との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、隨時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けております。また、当社は、独立した内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査役及び内部監査室は相互の監査計画の交換並びにその説明や報告、業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況及び内部統制への対応等について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若山 純	他の会社の出身者													
谷口 久和	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若山 純	—	—	社会保険労務士としての実務を通じて培われた専門的な知識とリスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有しております、当該知見を活かして、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断し、招聘するに至りました。
谷口 久和	—	—	事業会社の経営者としての知見と長年の経験を有しております、会社経営の観点から幅広い知見に基づく助言・牽制が期待できるものと判断し、招聘するに至りました。

**【独立役員関係】**

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。
-------------

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度につきましては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めるこ とを目的に、新株予約権を付与しております。
---

**【取締役報酬関係】**

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「役員報酬規程」において以下のとおり決定方針を定めております。 (1) 役員の報酬は、取締役については、株主総会にて承認を得た上限の範囲内で、報酬委員会の答 申内容を踏まえ、取締役会において個別の報酬を決議して決定する。 (2) 報酬委員会は代表取締役会長及び社外取締役2名の合計3名とする。 (3) 監査役については、株主総会にて報酬を決定する。
--

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

社外取締役及び社外監査役をサポートする担当部署は置いておりませんが、法務総務部が取締役会 開催日時や決議事項の事前通知を行うとともに、事前に資料を提供し、必要に応じて事前説明を行 うなどのサポートを行っております。
---

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。取締役会にて迅速かつ機動的な意思決定を行う一方、取締役会から独立した監査役会にて客観的な監査を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。

### (1) 取締役会・取締役の体制

当社の取締役会は、取締役 6 名（うち社外取締役 2 名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月 1 回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

### (2) 監査役会・監査役の体制

当社は、監査役会を設置しております。当社の監査役会は、常勤監査役 1 名及び社外監査役 2 名で構成されております。監査役会は、原則月 1 回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類等の書面閲覧、代表取締役との半期毎の報告聴取・意見交換、取締役及び使用人からの報告聴取等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

また、内部監査担当者及び監査法人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の充実に努めております。

### (3) 内部監査

当社は、独立した内部監査室に 1 名を配置し、内部監査を実施しております。監査役及び内部監査室は相互の監査計画の交換並びにその説明や報告、業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況及び内部統制への対応等について連携して監査を実施しております。

### (4) 会計監査

当社は監査法人 Bloom と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。2024 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は中塚 亨氏及び大橋 嵩弘氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 1 年であります。なお、同監査法人及び監査法人に従事する業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会設置会社を選択した理由は、監査役の任期が監査等委員や監査委員よりも長期にわたるため、監査役の方が当社の事業や業界に関する知識を蓄積し、より充実した監査を実施することができると思ったためです。

また、監査役は独任制の機関であるため、組織的監査が原則とされる監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して、個々の監査役の判断で機動的な監査を実施することができる点で他の制度と比較して優れていると考えております。

当社では、取締役会の多様性と適正規模については、会社や社会の状況を鑑みて対応することが必要であると考えております。現在の当社の規模では、取締役会の規模が大きくなり過ぎず、効率的な業務運営ができる監査役会設置会社が適切であると判断しております。

さらに、監査役会設置会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して歴史が長く確立された制度であるため運用の面で混乱が少なく、効率的に実効性の高い監査を実施できると考えております。

### III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	該現時点では、英文による提供を考えておりません。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明	
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現在は規定しておらず、今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。内部統制システム構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めていく方針であります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「役員規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(2) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。

(3) コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、代表取締役・経営管理部長・法務総務部長・コンサルティング部長をリスク管理を行う者としており、各役職員に対するコンプライアンス教育、研修の継続的実施を通じて、全社的なコンプライアンスの推進にあたるものとする。

(4) 内部監査担当部門は、当社における各部門及び各拠点を対象に、当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換をし、効率的な内部監査を実施する。

(5) 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報制度を設け、適切に対応する。

(6) コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、その他の重要な情報等については、法令及び「情報管理規程」、「文書管理規程」等の社内規程に従い、文書又は電磁的記録媒体

に記録し、適切に保存及び管理する。

(2) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 適切なリスク管理を行うため、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を策定、必要に応じ適宜改正し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。

(2) 当社は、リスク管理の体制の確立を図るため、代表取締役・経営管理部長・法務総務部長・コンサルティング部長をリスク管理を行う者とし、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。

(3) 代表取締役・経営管理部長・法務総務部長・コンサルティング部長において予見された、もしくは、予見が報告されたリスクについて共有し、リスクの回避、軽減、その他必要な措置を検討し、必要に応じて取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役に対して報告する。

(4) 各部門がその業務の執行にあたり、決裁取得を必要とする債権保全については、「与信管理規程」に基づき個別に申請のうえ決裁を取得する等、それぞれの規程において定められた決裁を取得することで業務執行における判断の適切性を担保する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。

(5) 大地震等の突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役が対策本部を設置し、速やかに措置を講じる。

(6) 業務遂行上の必要に応じ、弁護士・会計監査人・税理士等の専門知識を有する第三者に相談、助言・指導を受けるものとする。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において年度及び中期経営計画を策定し、当該経営計画に基づき、目標及び予算等を設定する。

(2) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月1回の定例取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を隨時開催するものとする。

(3) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「組織規程」その他の規程に基づき、取締役及び使用人の職務権限を定め、更に必要に応じ職務権限を委譲する。

(4) 取締役会は、財務に関する事項について、適宜、目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を各部署に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

### 5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の業務の適正を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「職務権限表」を定め、当該規程に則って管理を実施する。

(2) 社内において日常的な意思疎通を図り、当社としての経営について協議するほか、当社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認する。

(3) 当社の内部監査室は、内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて、専任または兼任の使用人を置くこととする。

(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役または監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。

(2) 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めるものとする。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度に基づく通報または監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 監査役の職務の執行において監査役会が認める費用について、毎年一定額の予算を計上する。

10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。

(2) 監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、監査法人と連携を図り、取締役会等の重要会議に出席する他、取締役との懇談、社内各部署への聴取及び意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図ってまいります。また、必要に応じて警察や弁護士等の専門機関と連携し、体制の強化を図ってまいります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図ってまいります。また、必要に応じて警察や弁護士等の専門機関と連携し、体制の強化を図ってまいります

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

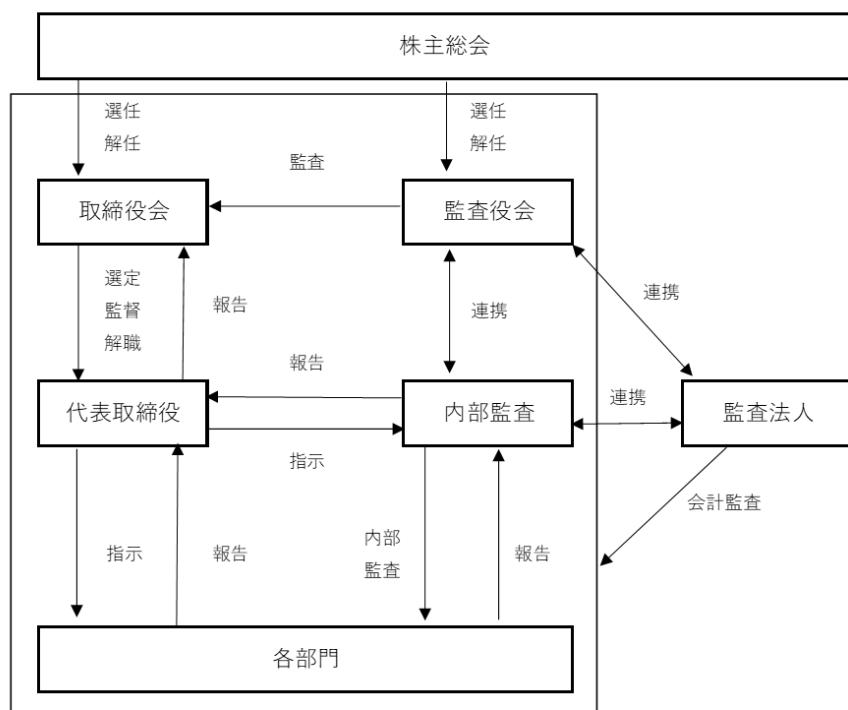
### 該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

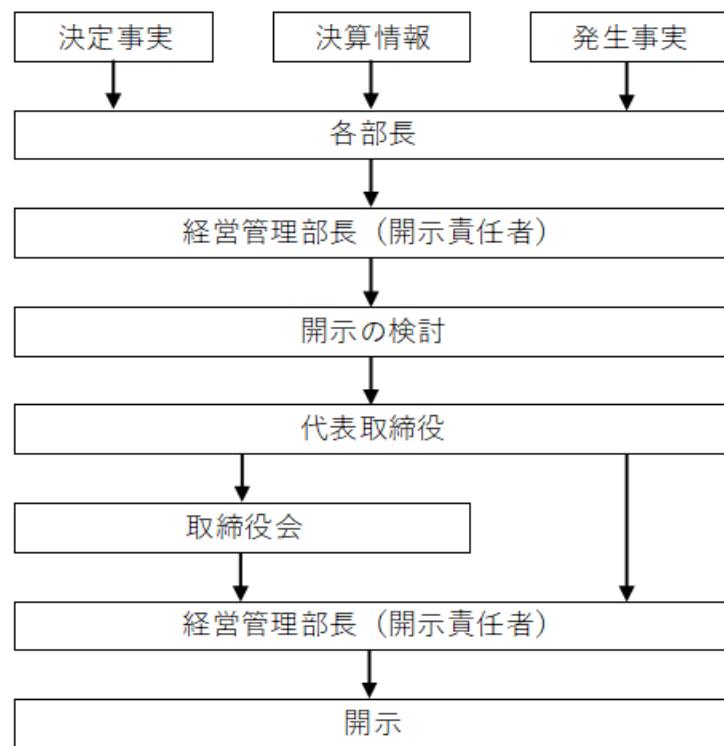
## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは次のとおりです。

### 【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上